

(あて先) 浜松市 区長

- 印鑑登録証(市民カード)亡失届
- 登録印鑑亡失届
- 印鑑登録廃止届

第 8 条 印鑑登録証(市民カード)の亡失  
 浜松市印鑑条例 第 9 条 の規定により次のとおり 登録印鑑の亡失を届け出ます。  
 第 10 条 印鑑登録の廃止

記

令和 2年 6月 30日			
印鑑登録者	登録印鑑	市民カード番号	000001
	太郎	住所	浜松市 中区 元城町103番地の2 (マンション名、室番号等) マンション浜松本館101
		氏名	浜松 太郎 ㊟
		出生の年月日	大正 平成 昭和 西暦 50年 5月 15日
		届出の理由	<input checked="" type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 盗難 <input type="checkbox"/> その他( )
窓口に来た人	該当する□にレ点をご記入ください。 <input checked="" type="checkbox"/> 本人(電話番号のみご記入ください。) 連絡先TEL(自宅・携帯等) <input checked="" type="checkbox"/> 代理人(下欄をすべてご記入ください。) ( 053 ) 457 - 2125		
	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑登録者と同じ 浜松市 区 (マンション名、室番号等)	
	氏名	浜松 花子 ㊟	

- (注 意 事 項)
- この届は、原則として本人が届出しなければなりません。やむを得ず代理人が届出するときは、本人が自ら書いた代理人選任届(右欄)等と代理人の印鑑もお持ちください。
  - 印鑑登録証(市民カード)亡失届をするときは、登録してある印鑑もお持ちください。
  - 登録印鑑亡失届・廃止届をするときは、必ず印鑑登録証を返納してください。

再登録有	届出のみ
------	------

宛 名 番 号	受 付	登録証 (カード) 回 収	審 査	受付場所	受 付 日

(2019.5)

代理人選任届

〔 代理人が届出する場合には、印鑑登録者が自署し、登録印鑑を押印してください。 〕

(あて先) 浜松市 区長

代理人	住所	浜松市 中区 元城町103番地の2 (マンション名、室番号等) マンション浜松本館101	
	氏名	浜松 花子	
	印鑑登録者との関係	妻	
私は上記の者を代理人に選任し、次の権限を委任したのでお届けします。			
<input type="checkbox"/> 印鑑登録証(市民カード)の亡失届 <input type="checkbox"/> 登録印鑑の亡失届 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑登録の廃止届 令和 2年 6月 30日			
印鑑登録者	住所	浜松市 中区 元城町103番地の2 (マンション名、室番号等) マンション浜松本館101	
	氏名	浜松 太郎	※登録印鑑 太郎
	連絡先TEL(自宅・携帯等) ( 053 ) 457 - 2125		

※ただし登録印鑑亡失届のときは、別の印鑑で押印してください。